

第18回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成27年12月25日(金) 午前11時20分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 12名

1番 百々英夫

3番 永洞忠志

4番 穴吹 栄

5番 白川俊明

6番 新井功仁恵

7番 橋場和幸

8番 嗟峨弘巳

9番 松家忠夫

10番 白川英之

11番 谷口正明

12番 堀金澄恵

13番 梅原順一

4. 出席職員 3名

事務局長 上田幸作

農政係長 酒井美和子

農地係長 横山弘昭

5. 議 事

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約について |
| 日程第 7 | 報告第 2 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）
による農用地利用集積関係調整報告について |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 9 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 11 | 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議に
ついて |
| 日程第 12 | 議案第 5 号 | 平成 28 年度浜中町農業委員会事業計画の決定につ
いて |
| 日程第 13 | 議案第 6 号 | 平成 28 年度浜中町農業委員会予算の提出について |
| 日程第 14 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第18回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名全員の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

今年も残すところ一週間で切り、大変お忙しい中での第18回総会に、委員全員の御出席をいただきまして大変ありがとうございます。また、農政部会の皆様におかれましては、10時からの会議に引き続いての総会ということで、大変でしょうけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、御案内のように次年度の補給金が、今まで付いていなかった生クリームにも転嫁することとなりました。また、配合飼料等につきましても若干の値下げという情報が入ってきております。今後におきましてはメーカーとの入荷交渉に期待したいなというふうに思っております。

また、生乳生産状況ですけれども、12月上旬で104.7%、管内でも104.1%と前年を上回っている状況で、全道でも102%となっておりますが、11月末の釧路管内の酪農家戸数は、24戸の方が営農を中止され、842戸まで減少している状況でございます。

我々農業委員も、今後少しでも担い手の人たちの生産意欲につながっていくような農地行政を進めていきたいと思っておりますし、生産に意欲を持てるような政策が今後展開されるよう期待していきたいと思っております。

それでは、早速総会の議事に入らせていただきますけれども、報告2件、議案6件の提案をしておりますので、皆様には慎重審議をお願いいたしまして、開会にあたっての御挨拶に代えさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、9番 松家委員、10番 白川英之委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。
	日程第 5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。
事 務 局 長	(会務報告あるも省略)
議 長	事務局より報告が終わりました。 ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。
各 委 員	(なしの声)
議 長	ないようなので、これで、会務報告を終了します。
	日程第 6 報告第 1 号農地法第 1 8 条の規定による合意解約についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	報告第 1 号農地法第 1 8 条の規定による合意解約について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第 1 8 条第 1 項及び第 2 項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より 6 ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と規定されており、また、同条第 6 項の規定では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」とされております。 本案は、茶内西 1 0 線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏を貸主とする 5 名の借主との土地の合意解約に係るもので、本年〇月の総会において農地法第 3 条による賃貸借契約の権利設定をしていた土地について、先月〇〇日に本人より、賃貸借契約を解除し、売買による所有権の移転を希望するため合意解約を行った旨の届出があったものでございます。契約期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

合意解約の内訳につきましては、整理番号1の借主は、茶内西8線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は茶内西10線〇〇〇番ほか〇筆、面積は〇万〇, 〇〇〇㎡、整理番号2の借主は、茶内西10線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は茶内西10線〇〇〇番ほか〇筆、面積は〇万〇, 〇〇〇㎡、整理番号3の借主は、茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西10線〇〇〇番ほか〇筆、面積は〇〇万〇〇〇㎡、整理番号4の借主は、茶内西9線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西10線〇〇〇番ほか〇筆、面積は〇万〇, 〇〇〇㎡、整理番号5の借主は、茶内西13線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西14線〇〇〇、〇筆、面積は〇万〇, 〇〇〇㎡となっております。土地の詳細につきましては、議案書7ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださるようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第1号の質疑を行います。本案については、整理番号3で〇〇委員が浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。議案審議の順番につきましては、整理番号1, 2, 4, 5の質疑、採決を行い、最後に整理番号3の質疑、採決を行いたいと思っております。

それでは、これから、質疑を行います。

まず、整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号2を採決いたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号4を採決いたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号4は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号5を採決いたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号5は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号3の質疑を行います。〇〇委員については、ここで退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。

(〇〇委員入室、着席)

日程第7 報告第2号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 報告第2号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う3件の調整報告ではありますが、整理番号1は、茶内西10線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏

より〇〇月〇〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったもので、対象地は茶内西10線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡でございます。権利の設定を受ける者については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇に決定し、〇〇月〇日に、調整委員である農地部会の方々により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、双方の了承を得ることができました。土地の詳細につきましては、議案書10ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に、整理番号2につきましては、西円朱別西19線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より〇〇月〇日付けで〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を活用した賃貸借権の設定申出があったもので、対象地は西円朱別西18線〇〇〇番〇ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。権利の設定を受ける者については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、〇〇月〇〇日に、調整委員である農地部会の方々により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、本人の了承を得ることができました。土地の詳細につきましては、議案書12ページ及び議案関係資料3ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に整理番号3でございますが、姉別3丁目〇〇番地、〇〇 〇氏より〇〇月〇日付けで〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を活用した賃貸借権の設定申出があったもので、対象地は姉別北1線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。権利の設定を受ける者については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、〇〇月〇〇日に、調整委員である農地部会の方々により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、本人の了承を得ることができました。土地の詳細につきましては、議案書14ページ及び議案関係資料4ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

事務局 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調整に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調整委員の方々、何かありませんか。

各 委 員

(なしの声)

議 長 ないようなので、これから、報告第2号の質疑を行います。本案については整理番号1で、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇〇〇委員と私が議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしく願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、引き続き、会議を行います。
これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

それでは、引き続き、会議を行います。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定に基づき、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行することとされております。

本案は4件の現況証明願でございますが、浜農委27-16号の願い出人は、釧路市武佐2丁目25番〇〇号、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西17線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡の内、〇〇万〇、〇〇〇㎡で、地目変更登記に伴う現況地目の確認であります。現地調査につきましては、穴吹委員、橋場委員、白川英之委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は原野化している土地であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委27-17号の願い出人は、茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西9線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、所有権移転

及び地目変更登記に伴う現況地目の確認であります。現地調査につきましては、穴吹委員、橋場委員、白川英之委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は施設用地及び作業敷地として使用している土地であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委 27-18 号の願い出人は、熊牛東 1 線〇〇番地、〇〇〇〇氏の代理人である、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、願い出地は熊牛東 1 線〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇〇〇㎡の内、〇万〇、〇〇〇㎡で、分筆による地目変更登記に伴う現況地目の確認であります。現地調査につきましては、穴吹委員、橋場委員、白川英之委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は施設用地及び作業敷地として使用している土地であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委 27-19 号の願い出人は、茶内西 1 線〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西 1 線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡の内、〇万〇〇〇㎡で、分筆による地目変更登記に伴う現況地目の確認であります。現地調査につきましては、穴吹委員、橋場委員、白川英之委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は施設用地及び作業敷地として使用している土地であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 地 係 長 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各 調 査 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第 1 号の審議を受付番号順に行います。
まず、浜農委 27-16 号について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委 27-16号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、浜農委 27-16号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委 27-17号の質疑を行います、ここで〇〇委員については、
浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、浜農委 27-17号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委 27-17号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、浜農委 27-17号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室、着席)

次に、浜農委 27-18号の質疑を行います、ここで〇〇委員、〇〇〇〇委員、そして私が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の

制限に該当いたしますので、退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員、〇〇委員退席、退室)

職務代理

それでは、引き続き、会議を行います。
これから、浜農委27-18号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

職務代理

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委27-18号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。
よって、浜農委27-18号は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員、〇〇委員入室、着席)

議長

それでは、引き続き、会議を行います。
次に、浜農委27-19号の質疑を行います。ここで〇〇委員については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、浜農委27-19号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委27-19号を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委27-19号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室、着席)

日程第9 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその
内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、
又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設
定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受け
なければならない。」とされております。

本案は、贈与による所有権の移転1件と使用貸借による権利の設定1件に伴う
許可申請であります。整理番号1は、熊牛基線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地
〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である〇〇 〇
氏に贈与による所有権の移転を行おうとするものであります。

次に、整理番号2は、茶内西10線〇〇〇番地、〇〇 〇氏所有地〇〇筆、面
積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を、後継者である〇〇〇〇氏に使用貸借によ
る権利の設定をしようとするものであります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては
農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたしま
す。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第
2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し
添えいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 続いて、地区担当委員より補足説明を受けます。 まず、整理番号1について、1番百々委員、お願いします。
百々委員	(補足説明あるも省略)
議 長	ありがとうございました。 次に、整理番号2について、12番堀金委員、お願いします。
堀金委員	(補足説明あるも省略)
議 長	ありがとうございました。 それでは、これから、議案第2号の質疑を整理番号順に行います。 まず、整理番号1について、質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第2号を整理番号順に採決いたします。 お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、〇〇〇〇〇〇からの売渡4件と〇〇〇〇〇〇〇への貸付2件に伴う農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1から4は、農地保有合理化事業による 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇からの売渡に伴うもので、整理番号1の対象地は、円朱別西8線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇〇〇㎡で、この土地を円朱別西9線〇〇番地、〇〇 〇氏に所有権の移転を行おうとするものであります。

次に、整理番号2の対象地は、円朱別西6線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を円朱別西6線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に所有権の移転を行おうとするものであります。

次に、整理番号3の対象地は、茶内西12線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡で、この土地を茶内西14線〇〇〇番地、〇 〇〇氏に所有権の移転を行おうとするものであります。

次に、整理番号4の対象地は、茶内東1線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡で、この土地を茶内東1線〇〇番地、〇〇 〇氏に所有権の移転を行おうとするものであります。

次に、整理番号5と6については〇〇〇〇〇〇〇〇を活用した土地の貸付2件でございますが、整理番号5の権利を移転する者は、西円朱別西19線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は西円朱別西18線〇〇〇番〇ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号6の権利を移転する者は、姉別3丁目〇〇番地、〇〇 〇氏、

対象地は姉別北1線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を整理番号順に行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第3号を整理番号順に採決いたします。
お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条では、「農業委員会は、農用地の所有者からの申出の内容が、当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、当該農用地についての農地利用集積円滑化団体等を含めた調整において、認定農業者または認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため、農地利用集積円滑化団体等による買入が特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、当該農地利用集積円滑化団体等が買入の協議を行う旨を、当該農用地の所有者に通知をするよう要請することができる。」とされています。

本案につきましては1件の買入協議であります。整理番号1は、茶内西10線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、〇〇月〇〇日付けで所有権移転

の申出があったものでありますが、調整委員を農地部会に決定し、部会で調整した結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものであります。

以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。本案については浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇〇〇委員と私が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席いたします。

退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理 それでは、引き続き、会議を行います。
これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

職務代理 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議

長

日程第12 議案第5号平成28年度浜中町農業委員会事業計画の決定についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第5号平成28年度浜中町農業委員会事業計画(案)について御説明申し上げます。

浜中町農業委員会の事業計画(案)につきましては、例年12月の総会において、新年度予算(案)とあわせて提案し、審議いただいておりますのでよろしくお願いたします。なお、総会に先立ち、先ほどの農政部会におきまして、事前配布の上、その内容について概要を説明、審議いただき、総会へ提案させていただいておりますことを申し添えいたします。

はじめに全体の構成ですが、前段に事業計画、後段に最近の農業・農業委員会をめぐる情勢と課題について、国の動きやTPP交渉をめぐる動き、全国農業会議所が示している新たな農業委員会組織の概要などについて記載しております。

それでは、概要について1ページから順に御説明申し上げます。

1ページ目、「はじめに」ということで、最近の社会情勢、農業情勢などについて概要を述べております。

次に、ローマ数字の大きいI項目目、28年度事業を推進するにあたっての基本方針でございますが、ここでは農業委員会の基本的な活動方針ということで、昨年度と変わりませんが、4項目あげております。1点目は農地制度の円滑な実施と適正な業務の執行、2点目は担い手の育成・確保と農地の利用集積などによる経営確立への支援、3点目は優良農地の確保と遊休農地発生防止、4点目は地域の実態に応じた農業・農村の活性化対策の実践としております。

次に、2ページ目のローマ数字のII、運動の重点事項として、6項目掲げてございます。1項目目として、農地管理と有効利用に向けた機能の発揮ということで、農地を農地として利用すべきとする責務を踏まえ、農業者等に対する啓発活動や指導ということで、農地パトロールの実施、遊休農地発生防止に係る指導の関係、農地利用集積の推進、農地台帳・地図情報の電子化と公表への対応、標準賃借料の検討、見直しなどについて記載してございます。

次に2項目目として、農業構造政策の積極的な推進ということですが、担い手の育成・確保は農業委員会の重要業務であり、人的側面から地域農業を守る要をなすものであるという認識の下、農地の利用集積・農地流動化推進にあたっては、各種制度の活用を十分に配慮し、一体的に推進していくとするもので、認定農業者や集落営農等の掘り起こし、利用集積の推進、農地中間管理事業・人農地プラン作成への積極的な参画、地域との連携・調和を前提とした企業等新たな農業の

パートナー作り、浜中町地域担い手育成総合支援協議会、浜中町農業後継者対策推進協議会との連携などについて記載しております。特に、農業委員会会長が後継者対策推進協議会の会長を兼ねておりますので、農業委員会として今まで以上に積極的な活動を展開していかなければならないと思っております。

次に、3ページ目でございますが、3項目目の、農業振興策・提言の実践として、農地利用等の推進に関する事項について、関係行政機関等に対する意見提出の取り組みや、農業者・関係団体等との話し合い活動の推進、また、それら団体等との連携・実践活動の展開について記載しております。4項目目、情報活動の強化としては、農業委員会の活動や役割、また、農業情勢に係る情報収集・情報提供について、具体的には、賃借料情報の提供、標準賃借料の見直しの経過や総会議事録のホームページへの掲載、農業委員会だよりの発行などをあげています。5項目目でございますが、活動体制の整備・強化として、農業委員会活動の見える化と、委員・事務局職員の資質向上の関係について、各委員さんの地区担当制の徹底と地域活動の推進、自主的な研修会の開催、積極的な各種研修会への参加などについて記載しております。

次に3ページから4ページにまたがりませんが、6項目目の農業者年金の加入促進として、例年に引き続き、皆様委員さんの活動、お声かけ、あるいは浜中町農業協同組合との連携により加入推進に努め、28年度についても毎年の単年度目標5名の加入を数値目標として計画したいと思っております。

次に、中段でございます大きい項目のⅢ、執行体制についてですが、1項目目には、毎月の総会を始めとする諸会議の開催について、2項目目として、法令に基づく所掌業務について、主なものを記載しています。次に、5ページになりますが、3項目目として、法令には基づきませんが、農業振興のための不可欠な任意業務について、4項目目は意見の公表について、5項目目として、農業委員の社会的地位と役割について記載しています。

以上で、事業計画の部分の説明は終わりました、6ページ目からは、大きい項目のⅣ、農業と農業委員会をめぐる情勢と課題についての御説明をさせていただきます。

数字の1、農業・農政をめぐる主な動きということで、6ページから7ページにかけて記載しております。1)では、農業協同組合・農業委員会等の制度改革の動きということで、平成26年6月より本格的に検討が進められ、本年9月4日に改正法が公布されるまでの主な動きについて、2)では、農業委員会見直し法による農業委員会組織・業務の見直しと課題として、1)での改革を受けて、今後想定される対応と課題についてあげております。

次に、7ページ中段の、2、TPP交渉等をめぐる動きについてですが、TP

P協定は農林水産業のみならず、地域経済や生活に大きな影響を及ぼすおそれがあるという認識の下で、これまで様々な対応を行ってまいりましたが、今年に入り関係各国の協議・調整が急激に加速し、10月5日に開催されたTPP閣僚会合において協定が大筋合意されたという経過がございます。

大筋合意の内容は徐々に明らかになってきてはおりますが、事前の十分な情報提供はなされないままでの合意であったという感は否めません。政府はTPP総合対策本部を設置し、万全の国内対策を講じていくとしておりますが、今般の合意内容が、国民農業及び国民生活に与える影響について、浜中町農業委員会としてもしっかりと注視していかなければならないと思っております。

次に、8ページ中段の3、農地中間管理事業及び農地台帳整備・公表の取り組みでございますが、平成26年度より発足した農地中間管理事業への対応と、それに関連して義務づけられた農地台帳の整備・公表への対応について、内容を記載しております。

次に、9ページ中段の4、農業委員会組織の意義・役割についてですが、これから大きく変わろうとしている農業委員会制度について、今一度改めて組織の意義・役割を強く再確認し、全国農業会議所が掲げる農業委員会のさらなる取り組みの重点に基づき、農業委員会活動を展開していこうと考えております。

以上、平成28年度浜中町農業委員会事業計画の内容について、概略を説明させていただきました。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号平成28年度浜中町農業委員会予算の提出について

を議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第6号平成28年度浜中町農業委員会予算の提出について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算の総額につきましては、前年度と同額の603万4,000円を計上しており、予算の項目・内容等につきましても前年度と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳出の説明をいたします。予算総額につきましては、前年度対比51万6,000円増の1,290万7,000円となっており、主な増額理由につきましては、3年ごとに実施している先進地視察研修に係る費用弁償の計上によるものでございます。

事業名ごとに説明させていただきますと、農業委員会委員に要する経費の総額は、前年度対比9万4,000円増の786万1,000円でございますが、内訳といたしましては、農業委員報酬636万円、費用弁償145万9,000円、需用費4万2,000円でございます。

次に、農業委員会事務局に要する経費でございますが、前年度対比43万4,000円増の479万2,000円を計上しております。内訳といたしましては、臨時職員厚生年金保険料34万4,000円、臨時雇上賃金209万8,000円、普通旅費44万7,000円、会長交際費10万円、需用費50万2,000円、役務費10万7,000円、農地地理情報システム保守委託料32万4,000円、コピー機借上料54万2,000円、負担金補助及び交付金30万3,000円、公課費2万5,000円でございます。

次に、農業者年金事務に要する経費でございますが、前年度対1,000円増の16万9,000円となっております。内訳といたしましては、普通旅費6万8,000円、需用費6万1,000円、負担金補助及び交付金4万円でございます。

次に、農用地集団化に要する経費でございますが、前年度対比1万3,000円減の8万5,000円を計上しております。内訳といたしましては、普通旅費5万3,000円、需用費2万7,000円、役務費5,000円でございます。

以上、平成28年度浜中町農業委員会予算について御説明申し上げましたが、本案につきましては、本日午前10時開催の農政部会において、御承認いただき、御提案させていただいておりますことをあわせて御報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長	(詳細説明あるも省略)
議長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。 日程第14 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。
事務局長	次回総会日程については、1月29日、金曜日、午前10時からを提案いたします。
議長	事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、1月29日、金曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議がないようなので、次回総会日程については、1月29日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。 以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。 これで、第18回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 御苦労さまでした。

閉会時刻 午後1時40分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 9番 松家 忠夫

浜中町農業委員会 10番 白川 英之

農地法第3条調査書

調査日：平成27年12月25日

第18回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号1 (贈与)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
調査員	百々委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は○○haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 27 年 12 月 25 日

第 18 回浜中町農業委員会総会

議案第 2 号 整理番号 2 (使用貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○	作成者	農地係長 横山弘昭
調査員	堀 金 委 員				
	判 断 理 由				該 当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)	保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)	法人ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 3 号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。				しない

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第18回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第18回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号2 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第18回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号3 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第18回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号4 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第18回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号5 (賃貸借)

賃貸人	○ ○ ○ ○	賃借人	○○○○ ○○○○○○ ○○○ ○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第18回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号6 (賃貸借)

賃貸人	○ ○ ○	賃借人	○○○○ ○○○○○○ ○○○ ○○○○	作成者	農地係長 横山弘昭
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—